

総務省

○農林水産省告示第一号

国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月五日

総務大臣 山本 早苗

農林水産大臣 森山 裕

国土交通大臣 石井 啓一

半島振興対策 実施地域の名 称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進 計画の作成主 体の名称	産業振興促進計 画の名称	産業振興促進計 画を認定した日
渡島	北海道上磯郡木古内町の全域	木古内町	木古内町産業振 興促進計画	平成二十八年一 月二十二日
北松浦	長崎県佐世保市の区域の一部 （旧吉井町、旧世知原町、旧	佐世保市	佐世保市産業振 興促進計画	平成二十八年一 月二十二日

町及び浅子地区) 小佐々町、旧江迎町、旧鹿町